

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、法令遵守に基づく企業倫理を重視しつつ経営の透明性および公明性を確保し、また迅速かつ適切な意思決定を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要な課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4 - 8】

現在、当社は社外取締役4名(うち監査等委員である社外取締役2名)を選任しております。社外取締役4名は取締役会以外に経営会議等の重要会議に出席し、独立社外取締役として会社の経営上の重要会議について監督し、その豊富な経験と知見に基づき意見を述べており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しております。また、取締役の選解任および報酬について、諮問機関である報酬・指名委員会のメンバーとして各委員会において意見を述べております。各会議に先立ち必要に応じて業務執行取締役から議案の事前説明を行う機会を設け、十分に審議、議論できる環境を整備しております。当社の社外取締役員数は取締役会の3分の1を満たしておりませんが、上記の体制から十分なガバナンス体制を確保しているものと判断しております。今後は取締役会の3分の1以上を社外取締役が占めることについて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

(1) 政策保有に関する方針

当社の属する射出成形機事業は、様々な分野の業種で活用されており今後、更に拡大していくことが見込まれます。また、当社におきましても世界規模で競争を勝ち抜き、調達・生産・開発・営業と全ての過程において様々な企業との協力関係が必要不可欠であります。このため、事業戦略や関係企業との事業上の協力関係の強化を総合的に勘案し、当社の企業価値の向上、成長を図るため政策保有株式を保有しております。当社は直近事業年度末の状況に応じ、保有の意義が希薄と考えらえる政策保有株式については、できる限り速やかに縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否や保有株式数を見直します。

(2) 政策保有株式の検証と報告

当社は、営業上重要な政策保有株式について、政策保有に関する方針に基づき、業績、配当政策等を総合的に検証し、取締役会において決定しております。

(3) 議決権行使にあたってのプロセス

議決権行使にあたっては、社内基準で定める議決権行使基準に基づき、客観的に判断して行っております。

【原則1 - 7】

当社は、役員との利益相反取引について、会社法で定められた手続きを遵守するとともに取締役会での承認報告を要することとしております。また、生産、調達、営業活動等において法令を遵守した取引を行う様、「日精樹脂工業行動憲章」および「コンプライアンス規程」において定めており、全従業員を対象に年4回実施するコンプライアンス研修会において教育研修を実施し、内部監査部門がその有効性を監査する体制を整備しております。

【原則2 - 4 - 1】

当社は、男女問わず優秀な人材を積極的に登用することに努めております。課長級以上の管理職に占める女性管理職の比率は5.7%、外国人管理職の比率は2.8%、中途採用者の管理職比率は12.8%であります。人事部担当の取締役がキャリア開発のためのキャリア面談を実施してキャリアアップ計画を作成するほか、社員の階層別研修会を通じた幹部社員の育成を実施していますが、特に女性社員向けのアドバンス研修を通じたリーダー候補者の育成を行っており、女性管理職の比率8%を目指してまいります。

【原則2 - 6】

当社では、企業年金の運用管理担当部署を人事部と定めております。人事部では、専門の人員を配置し、金融機関の研修会等に積極的に参加して、企業年金の運用受託機関に対する監督機能を強化、発揮するための人材の育成および人材の計画的な配置に努めております。

【原則3 - 1】

当社は「世界の日精 プラスチックをととして人間社会を豊かにする」を経営理念としております。

上記の経営理念に基づき、取締役会において経営計画の策定、情報開示等の決定をしております。

(1) 会社が目指す姿(経営理念等)や経営戦略、経営計画

1. 真のグローバル経営の強化
2. グローバル市場への積極的展開による販売増強
3. グローバル生産体制の強化
4. グローバルリスク管理体制の強化

(2) 本コードに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、法令遵守に基づく企業倫理を重視しつつ経営の透明性および公明性を確保し、また迅速かつ適切な意思決定を図る観点から、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要な課題であると認識しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

経営陣幹部と取締役の報酬は優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績向上および企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、現金報酬としては、固定報酬としての基本報酬および業績連動型報酬、非金銭報酬としてストック・オプション報酬で構成して

おります。取締役会において決議した「取締役の報酬等の決定方針」に基づき取締役および社外取締役で構成する報酬委員会において経営陣幹部・取締役の職位に応じ、さらに経営環境等を勘案して策定し、取締役会の決議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役会での取締役候補者の選解任につきましては、役付取締役および社外取締役で構成する指名委員会において、管掌予定の部門に関する専門知識を有していること、人格、見識等を総合的に判断して選考し、取締役会に提案いたします。

また、代表取締役を含めた経営陣幹部の選解任につきましては、任期中における会社業績への貢献度および毎年実施する取締役会の評価結果に基づき、指名委員会に次期の候補者として可否を議論し、取締役会に提案しております。

監査等委員である取締役においては、監査等委員会として活動の充実、強化、取締役の監査が出来る人物を選考しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役、監査等委員である取締役候補者の選解任基準および個々の指名理由については「株主総会招集ご通知」「コーポレートガバナンス報告書」上に記載し、公表しております。

【原則3-1-3】

当社が製造、販売するプラスチック射出成形機で生産するプラスチック製品は、人間社会を豊かにしてきた半面、マイクロプラスチック問題等の環境問題が生じております。当社ではこうした人間社会の豊かさと自然社会のサステナビリティに対し、PLA(ポリ乳酸)等の環境素材の技術の普及および技術革新を推し進めてまいります。具体的には、気候変動に関する重要なリスクと機会として認識すべき事項を明確にして、取締役会にて議論を行いシナリオ分析、各リスクと機会が及ぼす財務的影響等については有価証券報告書等での開示を進めてまいります。

【原則4-1-1】

取締役会は、事業を推進していく中で、経営戦略の策定、執行、監査・監督を適切に行うために、多様な経験、知識、高い専門性と見識を有する者を取締役とすることが極めて重要であります。またこれによって、適切に責任・役割を果たすことが可能となり経営のレベルを高めることが可能となります。

上記を前提として当社取締役会では、会社法及び他の法令に規定された事項、定款、取締役会規程において定められた事項、株主総会において委任された事項、その他の経営上の重要事項について決議を経るものとしております。

とりわけ、中期経営計画等の経営戦略については、経営陣から提案された事業戦略案を取締役会において十分に協議し社内取締役および豊富な経験と高い専門的見識を持つ社外取締役が多面的な観点からリスクテイクを行い実行性を確保しております。

【原則4-9】

当社の社外取締役の独立性基準は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、取締役会で審議検討することで、独立社外取締役の候補者を選定しております。また、独立社外取締役の選任基準は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

【原則4-10-1】

当社では、取締役会の下に独立した役付取締役3名および社外取締役4名で構成する指名委員会と報酬委員会を設置しており、各委員会から答申を受けた取締役会では、社外取締役から有用な意見が述べられ、慎重に議論を重ねた上で決定する体制を整えております。取締役候補者の選定につきましては、当社事業における必要なスキル、経験に加え、ジェンダー、国籍等の多様性の観点を含めて議論を実施しております。後継者の育成計画については引き続きロードマップに基づいた議論を指名委員会で実施してまいります。また、指名委員会、報酬委員会の構成メンバーは過半数が社外取締役となっております。

【原則4-11-1】

(1) 取締役候補者の選定条件

当社グループの営む事業であるプラスチック射出成形機の技術、製造、販売、管理等に関する適切かつ機動的な意思決定および業務執行の監督を行うことができるように、社内取締役については、上記事業に関する専門的な能力、知識・知見を有する人材を候補者とし、社外取締役については、ステークホルダーや顧客の視点から成長戦略やガバナンスに関して多様な価値観による問題提起を積極的に行うことができる人材(性別、年齢、国籍を含む)を候補者とするを基本方針としております。

(2) スキルマトリックス

当社では、取締役の能力・経験・スキルについてマトリックスを作成し、株主総会招集通知の参考書類にて開示しております。当社グループが営む事業であるプラスチック射出成形機の技術、製造、販売、管理等に関する適切かつ機動的な意思決定および業務執行を行うことができるように、社内取締役については、上記事業に関する専門的な能力、知識、知見を有する人材を候補者とし、社外取締役は当社事業の経営監督を全うできる人材をそれぞれの専門的分野の知見、経験等を基に候補者としております。

【原則4-11-2】

当社は、社外取締役を含め取締役候補者、取締役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載、開示しております。また、社外取締役については、その兼任状況をコーポレートガバナンス報告書「2.1 機関構成・組織運営等に関する事項(取締役関係)」に記載しております。社内取締役・常勤監査等委員については、上場会社の役員を兼任していません。

【原則4-11-3】

当社の取締役会では、期末に「取締役の職務の適正性を確保する体制」について自己評価と検証を行い、必要に応じて次年度の実効性の確保に反映させております。

取締役会は取締役会規程に基づき原則月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。また、経営方針等の重要事項については、取締役会に先立ち経営会議において審議することとしております。さらに経営会議には社外取締役が出席し、法令・定款・リスク管理等の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・執行役員の業務執行に反映しております。

【原則4-14-2】

当社は、年2回、取締役および幹部社員を召集した経営説明会等を実施し、経営陣幹部、業務執行取締役からの業務執行状況等の発表を行うとともに、業務執行取締役においては、四半期毎に自部門の進捗状況の分析評価を行い、経営陣幹部のヒアリングを通じて検証、評価を行うトレーニングを実施しております。また新任役員へ幹旋する外部研修会のほか、社外役員を含む取締役が自らの判断および会社が必要と認めた場合、会社の負担において参加できることとしております。

【原則5-1】

当社は、機関投資家に対して半期毎、決算説明会を開催し、このほかスモールミーティングや個別訪問取材等を行っております。一方で機関投資家のみならず個人株主との建設的な対話についても積極的に実施しております。また、最も重要な場の一つとして株主総会を位置付けており、株主からの質問に対して誠心誠意回答し、株主からの意見は会社経営の参考にさせていただくこととしております。その他、日常における電話での問合せについてもIR担当部門において対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社アオキエージェンシー	1,889,400	9.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,677,500	8.60
NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD-TK1 LIMITED	1,585,500	8.13
日精樹脂工業取引先持株会	1,449,100	7.43
株式会社八十二銀行	966,000	4.95
依田 穂積	668,860	3.43
前田 陽太	408,500	2.09
日精樹脂工業株式会社従業員持株会	360,375	1.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	346,000	1.77
株式会社長野銀行	343,600	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	17名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平 洋輔	税理士													
スティーヴン ブルース ムーア	他の会社の出身者													
成澤 一之	他の会社の出身者													
西田 治子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平 洋輔			独立役員であります。	社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレートガバナンスの確保を図ることにあると考えております。 平洋輔氏につきましては、税理士として財務および会計に精通し、高度な専門知識を有しており、当社の社外取締役および独立役員として適切であると判断したものです。 また当社と平洋輔氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。

スティーヴン ブルース ムーア		独立役員であります。	<p>社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレートガバナンスの確保を図ることにあると考えております。</p> <p>スティーヴンブルースムーア氏につきましては、プラスチック業界専門誌等での勤務経験からグローバルな視点でプラスチック産業全般に精通し、高度な知見を有しており、当社の社外取締役および独立役員として適切であると判断したものです。</p> <p>また当社とスティーヴンブルースムーア氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。</p>
成澤 一之		独立役員であります。	<p>社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレートガバナンスの確保を図ることにあると考えております。</p> <p>成澤一之氏につきましては、過去に他の会社の代表取締役を務め、会社経営に関する高い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適切であると判断したものであります。</p> <p>また当社と成澤一之氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。</p>
西田 治子		独立役員であります。	<p>社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレートガバナンスの確保を図ることにあると考えております。</p> <p>西田治子氏につきましては、一般社団法人の代表理事等の非営利活動法人の運営に携わっていることおよび過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適切であると判断したものであります。</p> <p>また当社と西田治子氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

常勤である監査等委員を含めた監査等委員会を補助すべき選任の補佐部署として監査等委員会室を置いております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を開催する等、緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行うこととし、内部監査部門との連携については、事業所往査の実施、内部監査部門から監査結果の報告を受け、内容を聴取するなど、緊密な連携を随時図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新** あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	7	3	3	4	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	7	3	3	4	0	0	社内取 締役

補足説明 **更新**

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に資することを目的に、取締役会の諮問機関として指名委員会・報酬委員会を設置しております。指名委員会および報酬委員会は、役付取締役3名、社外取締役4名で構成することとし、過半数が社外取締役となるように構成しております。

指名委員会

指名委員会は、取締役候補者選任基準等に基づき、取締役候補者を選出しております。また再任の業務執行取締役については、取締役候補者選任基準に加え、任期中の会社への貢献度および毎年取締役会において実施する取締役会の評価結果を踏まえて総合的に検討、議論を行い、その結果を踏まえて取締役会で議論の上で決しており、高い透明性を確保しております。

報酬委員会

当社の業務執行取締役の報酬は現金報酬と業績連動報酬(ストックオプション含む)で構成しております。報酬委員会では、当社報酬基準等に基づき、業績、貢献度、役位等を考慮のうえ協議し、協議結果を踏まえて取締役会で議論のうえ決しており、高い透明性を確保しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新** 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動報酬の内容

業績連動報酬については、当該連結会計年度の業績および時期の経営環境予想等に基づき各取締役の業務執行状況を加味した報酬評価基準表により算定しております。

報酬評価基準表は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、ROE等の各項目における開示値および前年同期との増減比較率より自動的に算出される定量的評価基準と担当する業務に対する取組姿勢、結果から報酬委員会に協議された定性的評価基準に基づき作成しております。

ストックオプション報酬

ストックオプション報酬については、取締役新株予約権支給規則の定めに基づき、役員別に定めるストックオプション報酬額を当該新株予約権1個当たりの公正価額を除いた数を割り当てております。公正価額の算出はブラック・ショールズ・モデルを用いております。ストックオプションについては、内規で定める取締役新株予約権支給規則に基づき、毎年7月に1年分を付与しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して年額70百万円以内、240,000株以内でストックオプションとして新株予約権を付与しております。2023年3月期における対象者は8名であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2022年3月期における取締役および監査役の報酬額は以下のとおりです。

取締役(9名) 総額(263百万円) 基本報酬(192百万円) 業績連動報酬(28百万円) 非金銭報酬等(42百万円)

監査役(3名) 総額(28百万円) 基本報酬(28百万円) 業績連動報酬() 非金銭報酬等()

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方針

当社は取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方針を決議しております。役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下のとおりであります。

基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬(ストックオプション含む)により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職責に鑑みて基本報酬のみを支払うことといたします。

取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2022年6月24日開催の第66期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額320百万円以内(うち社外取締役分年額20百万円)とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名(うち社外取締役2名)であります。また、当該金銭報酬とは別枠で2022年6月24日開催の第66期定時株主総会において、年額70百万円以内でストックオプションとして新株予約権を割り当てる旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は8名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は2022年6月24日開催の第66期定時株主総会において年額50百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)であります。

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬(役位報酬)は、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」および日本取締役協会の「経営者報酬のガイドライン」等を参考に算定を行っております。社外取締役は、役員報酬規程に基づき算出する固定報酬のみとしております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬および業績連動報酬の金銭報酬については年額報酬を役員報酬規程に基づき、毎月定期同額を支払うこととしております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役のサポート担当部署は経営企画部が補佐を担当しております。監査等委員である社外取締役に対しては監査等委員会室が補佐を担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会および経営会議

当社の取締役会は、取締役13名で構成され、重要事項を決定するとともに取締役の職務執行状況を監督しております。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時に開催しております。なお、13名中、社外取締役は4名であります。

また、取締役会に付議すべき重要な案件に関する建議・答申を行う機関として、経営会議を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。当経営会議の構成メンバーは、取締役、社外取締役であり、職務執行についての個別具体的な対応等に関する事前審議・チェック機関として有効に機能しております。

なお、2022年3月期は取締役会19回、経営会議17回を開催いたしました。

2. 役員の選任・指名について

当社は、各役員の選任・指名については、取締役候補者の選定にあたっては、当社グループの営む事業であるプラスチック射出成形機の製造、販売に関する適切かつ機動的な意思決定および業務執行の監督を行うことができるように、社内取締役については、上記事業に関する専門的な能力、知識・知見を有する人物を候補者とし、社外取締役については、ステークホルダーや顧客の視点から成長戦略やガバナンスに関して多様な価値観による問題提起を積極的に行うことができる人材(女性や外国人を含む)を候補者とするを前提としております。以上の方針に基づき、役付取締役3名および社外取締役4名からなる指名委員会の答申を受けて取締役会で決定しております。

また、監査等委員である取締役候補者につきましては、指名委員会での候補者選定後に監査等委員会の同意を得た後、最終的に取締役会で決定しております。

各役員の選任・指名の理由は以下の通りであります。

・依田穂積

当社の取締役を23年間、代表取締役を21年間務めており、強いリーダーシップを発揮し企業価値の向上に寄与してきた実績を有しております。今後とも持続的な成長と企業価値の向上を目指す強い意欲を有しており、当社の経営を担っていく上で適任であると判断いたしました。

・滝澤清登

海外生産拠点の立ち上げ以来、常務取締役海外生産統括として、海外市場における製造、調達を推進してきた実績と、これらに関する豊富な経験と高い見識を有していることから当社の経営および企業発展に貢献できると判断いたしました。

・宮下浩

株式会社八十二銀行の常勤監査役を務めた経験から会社経営および会社法等の法令に関する豊富な知識、経験を有しております。当社常務取締役として経営企画部、人事部、総務部、内部監査室、コンプライアンス、リスク管理を担当しており、経営体制の強化に貢献しており、当社の経営および企業発展に寄与できると判断いたしました。

・碓井和男

当社入社以来、技術部門において勤務し、技術部門の責任者等の経験を通じて、幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役技術本部長として、その職務・職責を果たしており、当社の経営に貢献できると判断いたしました。

・清水宏志

当社入社以来、営業部門において勤務し、営業部門の責任者等の経験を通じて、幅広く豊富な経験と高い見識を有しており、取締役として当社の経営に貢献できると判断いたしました。

・小林孝浩

当社入社以来、技術部、生産技術部、製造部、日精塑料機械(太倉)有限公司等の職務経験を有しており、また、技術、生産部門に関する豊富な知識や見識を有しており、当社の経営および企業発展に寄与できると判断いたしました。

・堀内一義

当社入社以来、経理・財務部門に携わり豊富な経験を有しております。連結子会社に関する諸問題に取組み、成果を上げており、財務部担当取締役として当社の発展に寄与できるものと判断いたしました。

・荻原英俊

株式会社八十二銀行の常勤監査役を務めた経験から会社経営および会社法等の法令に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役として経営体制の強化に貢献しており、当社の経営および企業発展に寄与できるものと判断いたしました。

・平洋輔

税理士として税務および会計に精通し、高度な専門知識を有し、その経験や知見を独立した立場から社外取締役として当社の経営に貢献できるものと判断いたしました。

・スティーヴンブルースムーア

プラスチック業界専門誌等での勤務経験を通じてグローバルな視点でプラスチック産業全般に精通し、高度な知見を有しております。その経験や知見を独立した立場から社外取締役として当社の経営に貢献できるものと判断いたしました。

・半田芳直

内部監査部門において業務に携わってきた経験から財務、内部統制に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社に監査等委員である取締役として適法性監査および取締役の職務執行の妥当性につき客観的立場から適切な監査が行えるものと判断いたしました。

・成澤一之

株式会社八十二銀行の代表取締役を務め、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、独立した立場から当社の経営に関して有用な意見等を頂いており、監査等委員である社外取締役として当社の経営に貢献できると判断いたしました。

・西田治子

一般社団法人の代表理事等の非営利活動法人の運営に携わっていることおよび過去の勤務経験より企業経営、ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適切であると判断いたしました。

3. 報酬等の決定について

取締役の報酬の決定については、役付取締役3名と社外取締役4名で構成する報酬委員会において算定し、算定案を取締役会において協議した上で決定する体制を敷いております。

4. 監査等委員会および内部監査

当社は監査等委員会設置会社を採用しております。

監査等委員会は取締役全3名(うち社外取締役2名)で構成され、このうち常勤監査等委員は1名であります。なお、社外取締役2名は独立役員をそれぞれ兼ねております。

監査等委員会は、取締役会および経営会議への出席等を通じ取締役の職務執行を十分に監視できる体制をとっているほか、会計監査人と密に連絡を取りながら監査の実効性を高めております。また、内部監査につきましては、内部監査室を置き当社グループ全体の業務執行の適正および効率性につき監査を行い、ガバナンス体制の整備を図っております。

5. 会計監査人

会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約に基づき、公正かつ中立な立場から外部監査が有効に実施される環境を整備しております。

なお、2022年3月期における会計監査の体制は次のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人)

公認会計士の氏名等所属する監査法人

指定有限責任社員業務執行社員中川 昌美 EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員唯根 欣三 EY新日本有限責任監査法人

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士2名

その他8名

(監査報酬)

監査証明業務に基づく報酬45百万円

6. その他

(1) 職務執行の法令および定款への適合性を確保するため、複数の顧問弁護士から随時必要な助言を受けております。

(2) 社外取締役の機能強化に関する取組状況について

社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。当社において取締役13名のうち4名が社外取締役で共に独立役員および取締役会の諮問機関である報酬委員会、指名委員会を兼任しており、適切なガバナンスの確保に努めております。

さらに、必要なセミナー、研修会を斡旋、または本人の希望に応じて会社の費用負担に参加し、必要な技能の習得を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。社外役員につきましては、社外取締役を選任しております。

当社の社外取締役は4名であります。またうち2名は監査等委員である社外取締役であります。

社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視および監督を行い、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。

社外取締役1名は、税理士として税務および会計に精通し、高度な専門知識を有していることから、また、ほかの1名につきましては、プラスチック業界専門誌での勤務経験を通じてグローバルな視点でのプラスチック産業全般に精通し、高度な知見を有しており、両者とも社外取締役として適切であると判断しております。

また、監査等委員である社外取締役2名は、過去に他の会社の代表取締役を務めており、いずれも企業統治に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、両名とも当社の監査等委員として適切であると判断しております。

なお、当社の社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針は、東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」の基準を満たすことを前提として独自に以下の基準により判断しております。

・社外取締役候補者選任基準

独立かつ客観的な立場から取締役会等で当社の経営に対し有用な意見を述べるのできる経験、知見を備えている。

当社の社外取締役に求められる経営陣と株主の利益相反行為の監督、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に述べるのできる。

経営陣幹部の選解任、その他重要な意思決定を通じ、取締役会の一員として経営の監督を行える能力を備えている。

社外取締役として、取締役会、経営会議にそれぞれ75%以上出席できる時間を確保できる。また他の会社の役員との兼職については、取締役会及び経営会議への出席がそれぞれ75%以上確保できることをもって「合理的な兼職の範囲内」とする。

産業機械関係の製造業、企業法務、企業会計、会社経営のいずれかの知識が豊富で、当社の社外取締役として活動できる。

・監査等委員である社外取締役候補者選任基準

独立かつ客観的な立場から取締役会、経営会議等で当社の経営に対し有用な意見を述べるのできる経験、見識を備えている。

監査等委員に求められる経営陣と株主の利益相反行為の監督、少数株主等のステークホルダーの意見を取締役会で述べるのできる。

経営陣幹部の選解任、その他の重要な意思決定を通じ、取締役会において有用な意見を述べるのできる。

監査等委員として、取締役会、経営会議に75%以上出席できる時間を確保できる。また他の会社の役員との兼職については、取締役会および経営会議への出席がそれぞれ75%以上確保できることをもって「合理的な兼職の範囲内」とする。

当社の監査計画に沿って、会計監査、業務監査を確実にを行う時間、能力を有する。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日より3週間前を目安に発送しております。

電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの環境を利用した電磁的方法による議決権行使に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義の招集通知および株主総会参考書類)につき英訳を作成し、自社のHP(日本語、英語)に掲載しております。
その他	株主総会運営においてビジュアル化を進め、株主の皆様にはわかりやすい株主総会に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会としては、本決算開示後、ならびに中間決算開示後のタイミングで年2回実施しております。その他、必要に応じて工場見学会等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社公式ホームページ上に「株主・投資家情報」の項目を設け、社長メッセージのほか、適時開示情報、株式情報、IRカレンダー等のコンテンツを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR担当部署となり、常務取締役がIR活動を統括しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日精樹脂工業行動憲章」において株主・投資家、社員、社会、地球環境等との関係における役職員の行動指針および行動基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>1. 環境保全活動 環境理念および環境方針に基づき、太陽光発電設備の利用、ごみゼロ運動の推進等を通じて環境保全のための全社的な取組を継続しております。また、本社研究開発センターおよび品質管理棟を「ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」に改修し、建設物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価で「ZEB Ready」に認証される等、更なる環境負荷低減に向けた取り組みを実施しております。</p> <p>2. 環境対応技術 持続可能な資源循環型社会の実現や脱炭素による地球温暖化抑制に向けた取組みとして植物由来の環境対応素材「ポリ乳酸(PLA)」の用途を拡大した射出成形システムを開発、拡販に努めております。</p>

その他

1. 健康経営の取組

当社では従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることと従業員健康維持・増進と会社の生産性向上を目指しており、取組が優良であるとして、経済産業省より健康経営優良法人として認定を受けております。

取組内容

社内喫煙率の低減

当社の喫煙率を2%削減することを目標として取組を実施しております。

メタボ率の低減

当社のメタボ率を10%低減することを目標として取組を実施しております。

2. ダイバーシティの推進

当社は、社員が仕事と家庭を両立することができ、その能力を十分に発揮できる職場環境を整備し、次世代育成支援を実施しております。

仕事と家庭の両立促進

男性社員への育児休業等の周知と取得を促進しております。仕事と家庭の両立支援制度をホームページで周知しております。

メリハリのある働き方でワークライフバランスを実現

所定労働外労働時間の削減を徹底しております。メリハリのある働き方の実現のため、有給休暇の取得を促進しております。

次世代育成支援

人材育成、キャリア促進の取組を実施しております。若年層の勤労観、就労観を養うため、就業体験や会社見学の機会を提供しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制として次の通り決議しております。

1. 取締役、使用人に職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は「プラスチックをとおして、人間社会を豊かにする」の経営理念に則った「日精樹脂工業行動憲章」に基づき法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

取締役会は「コンプライアンス規程」を定め、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を徹底し、当社及びグループ会社に勤務するすべての者がこれを遵守する。

取締役会は、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止と社内通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。

取締役会は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携を取りながら反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備し、当社及びグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令等の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切な保存管理を行う。

諸規程の適正な運用を図るとともにその保存媒体に応じ適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて体制の見直しを図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程に基づき、会社のリスクの把握及び管理を行う。

各部門を管掌する取締役は担当職務に内在するリスクを把握、分析評価を行い適切な対策を実施する。

不測の事態及び災害、システム障害等への対応として、社内規程等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画(BCP)及び各マニュアル等の着実な運用を図るとともに想定される様々な災害等のリスクによる損害を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会は取締役会規程に基づき原則月1回開催し、必要に応じて随時開催する。当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において決議を行う。

取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程等に基づき業務所管部署の責任と権限を定め、適正な体制を確立する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な職務執行体制を維持する。

取締役会の実効性の評価を行い、透明性の高い経営体制を維持する。

5. 当社並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

連結子会社を中心とするグループ会社全てにおける企業集団として業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び海外グループ会社管理規程を定め、経営管理体制を統制する。

多様化する業務の適正を確保するために、連結子会社等の取締役及び使用人は、規程等に基づいたグループ会社の経営上の重要な事項に関しては、当社への協議及び報告を通じて連結子会社等の経営管理を行う。

当社及び連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

6. 監査等委員会の監査環境に関する体制

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて監査等委員会室を設置しスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員を除く取締役と監査等委員会が意見交換する。

当該使用人の監査等委員を除く取締役からの独立性に関する事項

指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、監査等委員を除く取締役の指揮命令は受けないものとする。

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に対して報告すべき事項及び方法については法令及び規

程に準ずるものとし、その他は取締役会と監査等委員会との協議により決定する。前記に係らず監査等委員会は必要に応じて監査等委員を除く取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。

監査等委員会に報告した監査等委員を除く取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報制度において監査等委員会に報告する体制及び規程を整備する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査上の重要事項につき代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題につき意見交換を行う。また会計監査人と定期的に会合を持ち、意見、情報交換を行うなどの連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対し、「日精樹脂工業行動憲章」に次の事項を定め、取組を実施しております。

- (1) 市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- (2) 反社会的勢力に対する利益供与は一切行わない。
- (3) 反社会的勢力に対する情報をグループ内で共有し、報告、対応に関する体制を整備する。
- (4) 業界・地域社会で協力し、警察等の関係行政機関と緊密な連携を取って反社会的勢力の排除に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、企業内容の積極的かつ公正な開示を東証の「会社情報適時開示ハンドブック」に則り、当社および子会社の業績、運営、業務等に関する開示を行っております。株主・投資家の有価証券の投資判断に影響を与える可能性がある重要な会社情報について、公正かつ適時・適切な開示を行う事により、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを基本方針としております。

2. 社内体制

当社は、適時開示に係る開示責任者を専務取締役と定めております。また、開示担当部門を経営企画部とし、情報取扱責任者を経営企画部長と定めております。

適時開示の対象となり得る情報が開示すべき情報に該当するかの判断は、原則として開示責任者(専務取締役)と情報取扱責任者(経営企画部長)の2名による協議により行っております。

3. 開示の実施

経営企画部長は、開示すべき情報の対象となり得る情報(決定事実、発生事実、決算情報等)の収集・集約に努め、取締役会決議事項(決定事実、決算情報)については、取締役会決議に基づき、またそれ以外(発生事実等)については、代表取締役の承認に従い、開示担当部門(経営企画部)が開示を行います。

開示すべき情報は、その種類、開示のタイミング、関連法令の法定要件等を勘案し、証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDNET)、金融庁の電子開示システム(EDINET)、複数報道機関へのニュース・リリース、当社ホームページへの掲載をもって開示することとしております。

4. 内部情報の管理

当社は、インサイダー取引規制規程を定めており、重要事実等の内部情報に係わる管理を徹底し、社内研修等を通じて、内部者取引を未然に防止するとともに、証券市場における会社の信頼確保に努めております。

